

あきた環境優良事業所認定制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施している事業所等をあきた環境優良事業所（以下「優良事業所」という。）として認定するために必要な事項を定め、その取組事例を広く県民に紹介することにより環境に配慮した事業者の取組を広げていくことを目的とする。

（認定の対象事業所）

第2条 優良事業所の認定（以下「認定」という。）を受けることができる事業者は、秋田県内に事業所を有し事業活動を行っている事業者で、自らの事業活動等に伴って生じる環境負荷を低減させるための取組目標を自主的に定めて環境配慮の取組を行う事業者とする。

（認定の要件）

第3条 認定の対象となる環境配慮の取組は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、これを推進することが環境保全のために適切であると認められる活動で、関係する環境法規、条例、公害防止協定等に違反しないものをいう。

(1) 次に掲げる項目で、環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施することにより、環境への負荷がこれまでの取組と比較して相対的に減少されること

省エネルギーの推進

ごみの減量化、リサイクル、適正処理

環境に配慮した自動車の使用

環境に配慮した製品の使用

環境保全活動の推進

その他（事業所独自の取組項目）

(2) 認定には、環境活動の取組程度により以下の2種類があり、申請の際にいずれかの認定レベルを選択するものとする。

ステップ1 環境問題に取り組みはじめた段階

取組目標が大項目6つのうち3項目以上であること

ステップ2 数値による環境負荷を把握し、環境行動計画を立て、それにもとづいて取り組む段階

ISO14001、エコアクション21に移行可能

（認定の募集及び申込み）

第4条 優良事業所の募集は、年間を通じて実施し、随時、応募申請を受け付けるものとする。

2 優良事業所の認定を受けようとする事業者は、自らの事業活動に伴う環境負荷の程度に応じて環境負荷を低減させるための取組目標を自主的に設定し、あきた環境優良事業所認定申請書（様式第1号）（以下「認定申請書」という。）を特定非営利活動法人環境あ

きた県民フォーラム（以下「フォーラム」という。）に提出するものとする。

3 前項の認定申請書には、可能な限り環境に配慮した取組の内容に関する説明資料、写真、図面等を添付するものとする。

（認定審査調書の作成等）

第5条 認定審査に資するため、認定申請書その他の資料に基づき、あきた環境優良事業所認定審査調書（第2号様式）（以下「認定審査調書」という。）を作成することができるものとする。

2 認定審査を行う審査員は、環境マネジメントシステムに関する資格、あるいは同等の資格を有し、専門的知識を持つ者を理事長が委嘱する。

3 審査員の中で、専門的知識及び経験の有無により、主だった審査を担当する者を主任審査員とする。

4 認定審査調書の作成に際しては、認定を受けようとする事業所に対して、聞き取り調査(ステップ1)及び現地調査(ステップ2)を実施し、申請内容の確認を行うものとする。

（認定審査等）

第6条 優良事業所の認定は、認定審査会の審査を経て、特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラム理事長（以下「理事長」という。）が行う。

2 認定審査会は、認定申請書、認定審査調書、環境に配慮した取組の内容に関する説明資料等の関係書類及び環境保全に関する経営理念・方針を併せて審査し、その審査結果を理事長に答申するものとする。

3 認定審査会は、認定申請の状況に応じて、必要な都度、開催する。

（認定審査会）

第7条 認定審査会は15人以内の委員で組織し、環境マネジメント、省エネルギー・省資源対策等に関し、知識と経験を有する者のうちから理事長が委嘱する。

2 認定審査会は、次の事項を所掌する。

(1) 優良事業所の認定基準に関すること。

(2) 優良事業所の認定に関すること。

(3) 優良事業所の認定の取消に関すること。

(4) 優良事業所の普及啓発、コンサルタントに関すること。

(5) その他、必要と認められる事項。

3 委員長は委員の互選により選出する。

4 審査会は委員長が招集し、審査会の議長となる。

5 委員長は会務を総理する。委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した職務代理者が、その職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審査会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

(認定証等の交付)

第 8 条 フォーラムは、優良事業所の認定を行ったときは、事業者に対しあきた環境優良事業所認定証 (様式第 5 号) 及び認定銘板、認定ステッカーを交付するものとする。

2 優良事業所は、ロゴマークをその事業者が発行する印刷物等に表示することができる。

(認定期間)

第 9 条 認定期間は 3 年とする。

(認定更新)

第 10 条 認定期間が満了した優良事業所が、引き続き認定を希望するときは、第 4 条第 2 項に規定する手続きを行うものとする。

2 審査会は、前項の規定による書類を受理したときは、更新申請の内容がこの要綱に適合するか否かを審査し更新を認めることができる。

(認定事項の変更)

第 11 条 認定された事業者は、事業所名、所在地、実施内容等の認定事項に変更があったときは、あきた環境優良事業所実施内容等変更届出書 (様式第 3 号) により速やかにフォーラムにその旨を届出なければならない。

(認定の取消)

第 12 条 フォーラムは、認定した事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、優良事業所の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定の取消を申し出たとき
- (2) 廃業又は県外へ移転したとき
- (3) 優良事業所としてふさわしくない行為を行い、かつ、当該行為を改善するための措置を講じなかったとき
- (4) 法令等に違反したとき

(認定証及び表示板の掲示)

第 13 条 第 5 条の認定を受けた者は、当該事業所に、優良事業所である旨の認定証及び表示板を掲示することができる。

(優良事業所の責務等)

第 14 条 優良事業所は、自ら掲げた取組目標の達成に向け、その事業活動による環境負荷の低減その他環境の保全活動に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

2 優良事業所は、前年の活動状況をあきた環境優良事業所取組結果報告書 (様式第 4 号) により、年 1 回フォーラムに報告するものとする。

(広報)

第 1 5 条 フォーラムは、認定した事業者の環境配慮の取組等を、インターネットや広報紙等を通じて、広く県民に広報するよう努めるものとする。

附則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。